

# 第二百八回国 参議院 法務委員会 會議録 第十五号

令和四年六月二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月一日

辞任 山下 雄平君

補欠選任 竹内 功君

六月二日

辞任 山崎 正昭君  
高良 鉄美君

補欠選任 高橋はるみ君  
伊波 洋一君

出席者は左のとおり。

委員長 矢倉 克夫君

理事 清水 真人君  
高橋 克法君  
有田 芳生君  
安江 伸夫君  
川合 孝典君

岡田 広君  
加田 裕之君  
高橋はるみ君  
竹内 功君  
中川 雅治君  
福岡 資麿君  
森 まさこ君  
山崎 正昭君  
真山 勇一君  
石川 博崇君  
東 徹君  
山添 拓君  
高良 鉄美君  
嘉田由紀子君

國務大臣

法務大臣 古川 禎久君

(国家公安委員 二之湯 智君)

事務局側 常任委員会専門員

久保田正志君

政府参考人

警察庁長官官房 森元 良幸君

審議官 大賀 眞一君

警察庁刑事局長 吉川 崇君

法務省大臣官房 金子 修君

政策立案総括審議官 川原 隆司君

法務省民事局長 佐伯 紀男君

法務省刑事局長 宮田 祐良君

法務省矯正局長 松本 裕子君

法務省保護局長 松本 裕子君

法務省人権擁護局長 松本 裕子君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(矢倉克夫君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日、山下雄平君が委員を辞任され、その補欠として竹内功君が選任されました。

○委員長(矢倉克夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

刑法等の一部を改正する法律案外一案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、警察庁長官官房審議官森元良幸君外七名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢倉克夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(矢倉克夫君) 刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○清水真人君 おはようございます。自由民主党の清水でございます。質疑をさせていただきます。前回に引き続きまして、質疑をさせていただきます。前回、最後の方で侮辱罪の法の概要等について質疑をいたしました。今回は引き続きまして、関係ということ、誹謗中傷対策についてお伺いをしたいと思います。

誹謗中傷対策として重要なことの一つに、学校や警察、自治体との連携を密にした上で相談窓口を幅広く広報をしていくことが挙げられます。特に、年齢層としては若年層対策が必要と考えますが、今後どのように対策をしていくのか、現在しているのか伺います。

また、そのほかにも、捜査機関の速やかな対応も必要と考えるところであります。重大な被害に遭われた方が相談する機関として挙げられるのが警察等の捜査機関でありまして、その際には、迅速な被害届の受理や積極的捜査を望むものであります。また、そのためには、ネット上の誹謗中傷等への専門的に対応する体制というのを強化を更にしていかねばならないと思っておりますが、見解を併せてお伺いいたします。

○政府参考人(松下裕子君) お答えいたします。法務省の人権擁護機関では、全国の法務局におきまして誹謗中傷被害等を含む人権相談に応じております。委員御指摘のとおり、被害者の救済のためには相談窓口の周知等が重要でありますところ、法務省におきましては、相談者のニーズに応じた関連省庁等の各種相談窓口を分かりやすく整理したフローチャートを法務省ホームページ等に掲載するとともに、リーフレットとして広く配布したり、SNS被害解消を旨として開設している特設サイトや人権擁護機関のSNSなどにおきましても法務省の人権相談窓口の周知を図っておりますほか、特に若年層に向けては、学校に人権擁護委員や法務局職員を派遣して行っております人権教室においても相談窓口を周知、紹介するなどの取組を行っております。

今後とも、関係省庁等と連携しつつ、相談窓口の周知を図ってまいりたいと考えております。

○政府参考人(大賀眞一君) 警察では、誹謗中傷等に関しまして相談や被害の届出がなされた場合には、被害者の心情に寄り添って適切に対応することとしていくところでございまして、法改正後においても引き続きこうした対応をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

また、体制につきましても、被害の届出状況等に応じまして必要な人員を配置するなどして適切に事案対応を行うよう都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

○清水真人君 質疑をさせていただいた点につきまして、自民党のネットによる誹謗中傷対策、こうした提言も上げさせていただいているところ

でありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひますし、またこの委員会でも、ほかの議員からもそれぞれこうした広報についてはいろいろな質問が出てるところだと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、未然の対策というのも私は非常に重要だと思つておりまして、例えばツイッターとかいろいろなスレッドが立つようなところですと、いろんな会社の広告等が載つておりますけれども、そうしたところにこの相談窓口の広告だとか、侮辱罪がこういうふうになりましたというふうな広告をもし載せるようなことができれば、書く側にとつても僕は抑止になるのかなという気がしますし、もしそういうことをされた場合にも、すぐそこを例えばクリックすればその窓口の方につながっていくとか、何かそういう取組がもし検討できるのであれば是非検討していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

続いて、外国会社の登記要請についてお伺ひをいたします。

SNS利用者が、国内にいるグーグルやメタなどの海外大手IT会社を含む外国会社に対しまして、法務省と総務省が、連名だと思ひますが、三月下旬に、会社法に基づき電気通信事業者である海外会社の日本での登記をするように要請、しない場合についてはその理由についても説明を求めたというふうにご認識をしておりますのであります、各社の対応状況についてお伺ひをいたします。

○政府参考人(金子修君) お答えいたします。

会社法上、外国会社は、日本において取引を継続しようとするときは、日本に住所を有する日本における代表者を定めなければならないとされており、また、外国会社が日本における代表者を定めるときは、三週間以内外国会社の登記をしなければならないとされ、登記申請義務の違反等については過料の制裁がございます。外国会社の登記は、外国会社の日本における業務について権限を有する者を明らかにするものであり、発信者

情報開示請求などの民事裁判手続が円滑に行われるためにも重要であると認識しております。

法務省におきましては、令和三年十月以降、法務省ホームページに日本語と英語で登記義務及び登記手続を説明する文書を掲載し、さらに本年三月二十九日には、総務省と連名で、電気通信事業者のうち、外国会社の登記義務を遵守していないと思われる四十八社に対して外国会社の登記を促す文書を発出するなどして、外国会社が登記義務を履行するように促してきたところでございます。

現状ですが、現時点で四社が登記済みと把握しているほか、五社から登記の申請に向けて準備中の回答を得ていますが、なお多くについて外国会社の登記がされていない状況でございます。登記義務を履行しない外国会社に対しては、過料の裁判を行う裁判所に対して義務違反の事実の通知を実施することも含め、今後とも、関係省庁とも連携して、外国会社の登記義務の履行に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○清水真人君 この発信者の開示請求、これがどれぐらい早くできるかというのは、こうした問題に対応する上では非常に重要なことであると思ひます。

今の答弁ですと三十九社まだしていないということでありまして、過料ということもありませんが、過料がたしか百万円でしたかね、ということですが、これが会社によつては大きいのか安いのかということもあるかと思ひますし、ここは粘り強く登記していただけるようにしていかなければいけませんし、そのための何か、場合によつては強制力というののも今後は考えていかなければいけないのかなと思ふ事案かなというふうにも思つておりますが、まずはしっかりといただけるように再度の要請なりしていただければというふうに思ひます。

続いて、保護観察に移らせていただきます。

今回の改正によりまして、保護観察所の業務が増大していくのではないかとこのように思つてい

るところであります。その一方で、現在の保護観察に関わる人員に目を転じてみますと、保護観察の対象者の数が令和二年で五万五千三百五十五人であるのに対しまして、対応する人員である保護観察官の人員が令和二年度で千四百十人ということになります。その数は保護観察対象者の僅か四分の一、約四分の一という人数であります。この体制で十分な対応ができるのか気になってるところであります。

今法改正によりまして、よりきめ細やかに、立ち直り、再犯防止に向けた処遇の充実を図つていく諸制度を導入するわけでありますが、こうした人員の点にもしっかりと目を向け、総合的に再犯防止に向けて取り組まなければならないというふうにご感じているところではありますが、見解をお伺ひいたします。

○政府参考人(宮田祐良君) 委員御指摘いただきましてとお伺ひ、今回の法改正は社会内処遇の大幅な充実強化を図るものでございます。保護観察官の業務につきましては、これら業務を円滑かつ適切に運用するための負担等が生じ得るものと考えます。

新たな制度下における各種業務の遂行に万全を期するべく関係機関等との連携を一層緊密にするとともに、これに対応するために必要な保護観察官の確保や、更生保護行政のデジタル化の着実な実施などの人的、物的体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、保護観察官と協働して我が国の再犯防止を支えてくださっている保護司につきまして、これは保護観察官と同様、大変大事であります。活動のデジタル化の着実な実施や自宅以外の面接場所の提供といった地方公共団体による支援の確保など、保護司活動の負担軽減や活動環境の整備にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○清水真人君 保護司さんもたしか平均年齢がもう六十五歳を超えてくるというところで、デジタル化等を入れながらやっていくということですが、

が、保護司さんにも分かりやすいそうしたシステムをしっかりとつくる中で対応できるようにしていただければというふうにご思つております。

続いて、被害者等から聴取した心情等を受刑者に伝達する制度についてお伺ひをいたします。

拘禁刑の導入に伴いまして、今までの被害者等の視点を取り入れた教育から一歩前進をしまして、改正案では、被害者等が求める場合には被害者等から聴取した心情を受刑者に伝達する制度を設けることとされております。

実際の運用では、誰がどのような場所でのように聴取をし、またどのように受刑者へと伝達をするのか、まずお伺ひいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。

被害者等の心情を伝達、聴取、伝達の制度でございますが、具体的な運用につきましては現在検討中でございます。現時点において詳細をお答えすることは困難でございますが、この制度の趣旨に照らしまして、被害者等の方々の御要望にも、踏まえた上で十分に配慮した適切な運用ができるよう引き続き検討してまいります。

○清水真人君 しっかりとこれは早く決めていただかなければいけないのかなと。やはり今回の肝は処遇の改善とか立ち直りを促すものでありますから、しっかりと対応していただければと思ひます。

また、この被害者等から聴取した心情等を受刑者に伝達する制度については、改正案にて、同じく新たに創設されることとされている被害者等の心情を適切に矯正処遇に活用することを目的とした規定にも関連されるところであります。どのように矯正処遇に生かしていくのか、お伺ひをいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。

御指摘のとおり、被害者等の心情を聴取してこれを伝達する制度が導入されることを目指してございますが、この矯正処遇を行うに当たりましては、聴取した被害者等の心情を必ず考慮した上で、受刑者ごとに定める矯正処遇の実施要領を策

定することになります。

具体的には、改善指導において、個々の受刑者の事件の受け止め方などを踏まえながら、受刑者自身が自己の責任を自覚し、被害者等に対する謝の念を深められるよう、受刑者ごとに被害者等との心情等を具体的に理解させる働きかけを行うとともに、被害者等の心情等に十分考慮しながら、謝罪であったり被害弁償等の具体的な行動を促す指導を実施することになると考えております。

○清水真人君 この矯正処遇に活用すると、生かしていくということ、この心情を受刑者に伝えるということによって受刑者の状況というのは変わってくる可能性がある。そうした状況というものがある。それがその被害者側に伝わるのが可能ということになれば、またその状況を得て、被害者の方が二回目の例えば心情の伝達をしたいというようなことを思うことも自然なかなというふうな思っておりますし、そういうケースも考えられるだろうというふうな思っておりますが、そういったことというのはできるのか、見解をお伺いいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) 先ほどもお答えいたしましたとおり、具体的な運用につきましては検討中でございますが、法制審議会におきましても、聴取した心情等をどのように処遇に活用したか、また伝達後の受刑者の状況について被害者等の方々に情報提供してほしい旨の御意見も示されているところでございます。

このような御意見を踏まえまして、被害者の方々に配慮した適切な運用ができるよう、委員御指摘の点も含めて引き続き検討してまいります。

○清水真人君 一番の目的は、しっかりと矯正処遇に生かしていくことでありまして、受刑者の立ち直りにつなげていくことであると思っております。どのような形がベストなのかということについては速やかに判断をして検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、執行猶予の拡充についてお伺いをいた

します。

ちよつと一点飛ばしまして、現行法上、執行猶予期間中に再犯を犯した場合について、その執行猶予期間中に罰金以上の有罪確定しなければ刑の言渡しの効力が失われるわけですが、改正案では、再犯した罪の有罪が確定するまでに先に犯した罪の執行猶予期間が終わっても、執行猶予期間中に公訴がされていれば、なされていれば効力継続期間となり、刑の言渡しについて効力が続くこととされているところでありまして、この改正によりどのような効果が生まれると期待をしているのか、お伺いいたします。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。現行法上、執行猶予の期間内に再犯に及んだことに基づいて執行猶予の言渡しを取り消すためには、猶予の期間内に再犯が確定することが必要とされております。

もつとも、執行猶予制度の趣旨は、執行猶予の言渡しを取消しによる心理的強制により改善更生、再犯防止を図ることにあるところ、犯罪の発生から判決が確定するまでに一定の期間を要することに照らすと、猶予の期間の満了が近づくにつれて、再犯に及んでも執行猶予の言渡しを取り消されない可能性が高まることとなり、執行猶予の趣旨、機能が全うできないことになりかねないところでございます。

そもそも、先ほど申し上げた執行猶予制度の趣旨に鑑みれば、猶予されていた当初の刑を執行すべきかどうかを判断する上で重要なのは、再犯についての有罪判決が猶予の期間内に確定したことではなく、猶予の期間内に再犯に及んだことであると考えられます。

そこで、今回の法改正では、刑の執行猶予期間の経過後にもその刑の執行ができるようにするものでありまして、これにより、猶予の全期間を通じて執行猶予の言渡しの取消しによる心理的強制により改善更生、再犯防止を図るといふ執行猶予制度の機能が十全に発揮されることになるものと期待しております。

○委員長(矢倉克夫君) お時間になりました。○清水真人君 時間になりましたので、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○真山勇一君 立憲民主・社会党派の真山勇一です。質問させていただきます。よろしくお願いたします。

前回の質疑途中になってしまった、今の清水委員も取り上げておりましたけれども、今回の刑法改正での被害者心情というものについてどんなふう考えているのかということをお伺いし、改めてまた伺っていきたいと思います。

今回の刑法改正で、拘禁刑は、懲罰よりも受刑者の改善更生の支援に重きを置いているという、そういう答弁でございました。

今の刑法、明治四十年にできたという刑法のその理念ということで、当時はそういうことだったんだと思うんですが、悪いことをしたら罰を受ける、悪いことをしたら懲らしめるということを一つの懲罰に対する理念ということになっていて、これは被害者に対し、被害者がやはりそういう犯罪の被害になったということに対して、相手に対していろいろな感情を持っているし、場合によってはその仕返しをしたいという、そういう率直な気持ちもあつた、そういうことのために、公権力が懲罰、懲役ということで代わりにやるんだということとその理念があつたんじゃないかと思うんですが、それが今回、それは懲罰、懲役ということとがなくなつて拘禁刑ということになりましたけれども、これで刑法というもの新しい、私はこれ評価するんですけど、新しい形に変わったというふうなものなのかどうか、その辺のどう変わったのかということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(古川禎久君) いわゆる応報刑論につきましましては、講学上様々な考え方があるものといふふうにお承知しております。

今回の改正案におきましては、いわゆるこの相対的応報刑論、つまり、刑罰の目的、機能について、

では、応報と一般予防とそれから特別予防、これらを目的とする、そういう理解を前提とする、そのようないわゆるこの相対的応報刑論という考え方に立つております。したがって、今回のその創設しようとする拘禁刑というものは、このような今までの相対的応報刑論という立場から何らかの変更をするものではございません。

○真山勇一君 ということになりまして、変更することではないということですが、今回の大臣の答弁の中にもありましたが、被害者感情に対するいろいろな対応というのは幾つか挙げておりますけれども、こうしたものは今とそうすると変わらないということなのかどうかということが一つと、それから、このことに幾つか挙げている点で、被害者というのは対応は十分なのか、納得してもらえない方法なのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(古川禎久君) 今回のこの改正案に盛り込まれております被害者等の心情等の聴取・伝達制度は、これは犯罪被害者の思いに配慮するものであるというふうな私どもも考えております。

法制審議会におきましては、犯罪被害者でもある御遺族、ごめんなさい、犯罪被害者の御遺族でもある委員から、この制度について、望んでいたものなのでもう少しとのお声があつた上で、心情伝達が矯正教育上どのように使われたのか、加害者の状況はどう変わったのかについて、一方通行ではなくて被害者側にも提供していただくという御意見が出されたところでありまして、さらに、その際、被害者に加害者の状況を伝えてくれたならば被害者側の回復にもつながると思うという御意見も示されたというふうにお承知をいたしております。

このように捉えているところなんですけれども、

○真山勇一君 私が認識しているところによると、やはり被害者とかそれから御家族の方の主張として、やはり裁判、裁判が始まって、それで刑期が決まって、その処遇が決まっているんですけど、

ど、受刑者のなかなかそういう情報が被害者の方に今まで伝わっていなかった、何かほとんど、どうなっているのかが私たちには何も知らされていないんですよということがやっぱりこれまで多かったと思うんですね。もちろん、裁判所が少しづつ改善してそういう情報が行くようになったとは私思っているんですが、でもまだまだやっぱり足りないんじゃないか。やはり、もう少し丁寧に被害者とかその家族に対して、やはりその受刑者がどういうふうな状況にあるのか、どういう心情になつていのかとかということいろいろやはり伝えるのが当然じゃないかなと思うんですが、その辺が非常にこれまで少なかったというふうに思うんですね。

だから、是非、今回改正したのならば、その被害者の心情というものももう少し、これだけ受刑者に対してはもう本当に、まあ言ってみれば十分なくらいいろいろ手当てを今回やるわけですね、指導とか作業とかということですね。何とかして社会復帰させよう、何とかして再犯防止させようという、その思いはもう本当によく今回の改正出ていると思うんですけど。

一方で、被害者の方は、やっぱり今回も、今の大臣の説明もありましたけれども、やはり、その被害者たち等の声をやっぱりもう少しこれから生かしていく、先ほども出ましたけど、被害者への情報提供ということをやったりやっていたのかなと、被害者の方たちはやっぱり、本当に彼は、彼女は反省しているのかなとか、罪を犯しても何か大事に大事に、とにかくもつと社会へ復帰していただきたいということをやられるけれども、被害に遭った一方は置き去りにされちゃうんじゃないかという、そういう心理というのはやっぱりあると思うんですね。被害者というのは、やっぱり心の傷というのは深いと思うんですよ。そう簡単には治らないと思います。

そういう意味で、法務大臣が私の本会議の質問の中で、こういうことで被害者の心情などについてはいろいろ伝えて、受刑者に真の反省につなが

るようにと。真の反省というのは、例えばどういうふうなことをイメージしていらっしゃるんですか。

○国務大臣(古川禎久君) やはり大事なことは、この受刑者が、悔悟の情及び改善更生の意欲、これを持つことが非常に重要であるというふうなことを考へておるわけですが、これまで施設内処遇におきましては、悔悟の情及びこの改善更生の意欲があるかどうかを判断するに当たりましては、自らの犯罪による被害の実情及び当該犯罪に至った自己の問題性を正しく認識した上で、これを悔いる気持ちが認められるかどうかといった点ですとか、自己の犯罪による被害者等に対してどのように償うべきかを正しく認識し、かつ償いをする気持ちが備わった上で、再び犯罪をしないためにどのような生活を送るべきかを正しく認識し、かつ過去の生活を改め健全な生活を送る気持ちが認められるかどうかといった点などに留意をしております。これらが認められる状態が、私が本会議でお答えしたときのこの真の反省ということを示し上げたかった趣旨でございます。

○真山勇一君 被害者の心情と同時に、被害者が受刑者の行動、立ち居振る舞い、それから社会復帰した後の態度などをやはりしっかりと見てもらえるような体制をつくるのが一つと、そういうことによつて、あつ、本当に対象者は反省しているんだなと、本当にぎんげの気持ちがあるな、ああ、もうこれなら許せるなんていう、やっぱりそういうところまでやはり被害者にとつても気持ちを持つていけることが一番いいんじゃないかというふうに思いますので、是非この辺りはしっかりと、さつき検討中というものがあつたけど、やっぱり対策しっかりと立てていただきたいというふうに思います。

それでは次に、もう一つの問題点として侮辱罪のことについてお伺いしたいと思います。この侮辱罪の法定刑引上げということについては本当にいろいろ論議が出ていて、正当な論評を萎縮させる、表現の自由を萎縮させるという声が

各方面から上がつてきております。お配りした、改めてちよつとお配りした資料を見ていただきたいんですが、一つは、日本ベンクラブの出したこれはやはり声明ですけれども、ネット上の誹謗中傷はエスカレートしていること

もあり、これを見逃すことはできないから、これに対しての対策は必要だとする一方で、ただ、その厳罰化によつて言論、表現の自由が不当に制限されるということに対して憂慮しておりますという日本ベンクラブのこれは声明です。今年の四月に出されたものですけれども。御存じかもしれませんが、この日本ベンクラブというのは国際ベンクラブの日本センターで、それで、メンバーは、創作活動をいろいろやっているジャーナリストあるいは小説家、文筆業の人たちですね、そうした人の集まりということなんです。千六百人、七百人ぐらいの会員がいらつしやるといふふうに向つております。で、このベンクラブ、日本ベンクラブからもやはり懸念の声がこういふふうに向つております。

ほかに、報道機関ももちろん懸念の声がありますし、弁護士グループとか市民団体、そうした方も出ている、これだけいろいろなことが出ています。それから、その一方で、二枚目の、これは新聞のネットニュースですけども、これを見ていただきたいんですが、もう皆さんよく御存じの報道の自由度ランキングという、国際ジャーナリストの組織であります国境なき記者団が毎年出している報道自由度ランキングというところで、見ていただければ、上から、百八十か国ぐらいが参加しているんですが、国と地域を見ているんですが、日本、三行目に出ています、去年から四つまた順位を下げて七十一位。まあ、八十か国・地域の中で七十一位という、その順位がどうなのかということが一つあるかもしれませんが、私はやっぱり、民主主義を標榜する日本としてはこれはどうかなという順位です。

そして、その下をちよつと見ていただければ分かるように、今回のウクライナ侵攻、これに絡んで報道規制を強化したロシアは百五十五位、こういふふうな順位を下げていっているということで、やっぱり報道の自由であるいは表現の自由ということ、民主主義を標榜する国にとつては大事なことじゃないかというふうに思つています。

それで、お伺いしたいんですが、こうした懸念がこれだけある、やはり特にその表現をなりたい、表現を大事にしている人たちからそういう懸念の声が出てい、これ本当に、これまでの大臣の答弁、それから国家公安委員長の答弁も、心配ないよということなんですが、それは本当そうなのかどうか、大臣と国家公安委員長からそれぞれお伺いしたいと思います、改めて。

○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。表現の自由は、これはもう憲法上も規定されている非常に極めて重要な権利でありまして、これが不当に制限されるということはあつてはならないというふうに思つております。

今回の改正は侮辱罪の法定刑を引き上げるのみでございます、構成要件を変更するものではありません。処罰の対象となる行為の範囲が変わるわけではございませんから、したがって、これまで処罰されなかったものが今回の法改正によつて新たに処罰されることになるということはないわけでございます。

また、拘留、科料というこの刑罰の下限を存置、残すことにしておりますので、一律に、この当罰性の低い行為まで一律重く処罰するということなことでございませぬ。さらに、公平な論評といたつた正当な表現行為につきましては、仮に相手の社会的評価を低下させて違法性が阻却され、処罰されないと考えられます。その上で、御懸念の点につきましては、法制審議会の部会におきましても、捜査、訴追を行う警察、検察の委員から、これまでも表現の自由に配慮しつつ対応してきたところであり、この点につ

いては一般的な法定刑の引上げにより変わることはないとの考え方が示されたところでございます。したがって、今回の法改正は、言論を萎縮させたり表現の自由を不当に侵害するものではないというふうにも、私は自信を持っておりま

す。しかしながら、一方で、この表現の自由というのは非常に大事です。それを萎縮させるのではないかと御懸念の御指摘、お声に対しては、これは真摯に受け止めたいというふうに思っております。したがって、この法改正の趣旨、内容等につきましても、やはり丁寧な説明に努めていきたいというふうに思っております。

○国務大臣(二之湯智君) 私も法務大臣と同様でございます。

衆議院の委員会でも、今回のこの侮辱罪について大変御懸念の発言が多いわけでございますけれども、やはり表現の自由というのは憲法によって保障された極めて重要な権利でございます。これが不当に侵害されるということがあっては私は決してならない、いけない、このように思っているところでございます。

また、今回の法改正では、侮辱罪の構成要件は決して変わっておられないわけでございますから、正当な言論活動が侮辱罪による処罰の対象とはならないわけでございます。また、警察においては、これまでも表現の自由の重要性に、表現の重要性に配慮しつつ捜査を行ってきたところでございまして、この点についても、法定刑の引上げについて決して変わるものではないわけでございます。

こうしたことから、今回の法改正によって表現の自由が不当に侵害されることとはなっておりません。このように強く考えておるところでございます。

○真山勇一君 大臣からも、それから今国家公安委員長からも、これまでと変わらないんだという答弁をいただいたんですが、変わらないんだという、変わらない、そうかな。でも、刑罰は厳罰化

しているわけだから、じゃ、これまでと変わらないけれども、じゃ、その厳罰化した部分というのはどういふことが考えられるのかというところが私分らないんですが、これ、厳罰化した、それじゃ立憲事実みたいなものはあるんですか。

○国務大臣(古川禎久君) 近時、インターネット上で誹謗中傷によるいろんな悲惨な事件などがあります。そういうことを契機として、やはりこの侮辱罪、そういう行為に対する非難の声というのが非常に社会的に高まってきている、インターネット上も、またそれ以外においてもそのような要請が、社会の中でですね、要請があるというふうにご覧になっておられます。

そういうことに対応するために今回の法定刑を引き上げるといふ対応を取るものでございますけれども、これはやはり、その行為、侮辱罪という対象となる行為が、やはり非難されるべき当罰性の高い行為であるというこの法的な評価をきちんと示すことによつて、やはりいけないことなんでしょうよということを示すこと、そして、当罰性の高い行為に対しては、それを厳罰、重罰を科すという、そういうことが可能になるということによつて、やはり一定の抑止効果を持ち得るということによつて、この侮辱行為というふうなものを抑えていこうと、根絶していこうというものでございます。

ただ一方で、このことのみ、この法定刑の引上げのみでいゆるこの侮辱によつて様々な生じているこの社会的な問題が全て解決されるものではない、ありませんから、やはりその及ばざるところは、様々な行政上の措置や施策によつていろいろな取組を通じて問題と向き合っていくかなければならない、このように考えております。

○真山勇一君 今日二之湯国家公安委員長にせっかく来ていただいたのでお伺いしたいんですが、やっぱり、これまでと変わらないと言いますが、現に現状で、例えばこの委員会でもよく話が出ていますが、北海道の、北海道警の、安倍総理の演説の会場で安倍辞めろと言った途端に排除さ

れた例がありますね。やっぱり現に今の段階でもそういうことがあるんだから、やっぱりもっと厳しくなったらこういうものに対する対処の仕方というのは絶対変わってくるんじゃないかという不安はありますよ。その辺についてはどう思われますか。

○国務大臣(二之湯智君) 今回のいわゆる法定刑の引上げは、今法務大臣おっしゃったように、SNS上なんかの書き込みといたしまして、その抑制効果というのはあるんです。それに関連して侮辱罪もかなり厳しくなるんじゃないかと。いわゆる、これによつて御懸念のいわゆる言論の自由が抑制されるんじゃないかとか表現の自由が非常に不当に侵害されるんじゃないかと、こういう御懸念はございませぬけれども、これは、正当な言論活動は処罰の対象にならないというわけでございませぬ。

また、捜査は一般に任意捜査でございますので、侮辱罪に関しては、表現の自由というものを非常に配慮しつつ、より慎重な運用を期していきたいと、このように思っております。

御懸念のことがないように一生懸命警察を指導してまいります。

○委員長(矢倉克夫君) お時間になりました。

○真山勇一君 時間が参りましたので、ありがとうございます。

終わります。

○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。

本日はまず、受刑者等の社会復帰支援に関連してお伺いしてまいります。

再犯の防止を推進する上で最も重要なこと、それはいかにして出所後の住居を確保し、かつ就労を確保、継続するかという点にあると考えます。あわせて、受刑者が自らを律する自律と自ら立つ自立を可能とする生きる力を付与していくことも肝要かと考えます。今回の法改正によつて一層柔軟な処遇が可能となり、受刑者に対する社会復帰支援が充実されることとなりますが、今申し上げたような観点も踏まえた取組が強化されることを

期待したいと思えます。

その上で、犯罪を犯してしまつた者について、その障害のないこれに準ずる特性についても更に焦点を当てた処遇が行われるべきものと考えます。彼ら、彼女らは何らかの生きにくさを抱え、社会になじめず、犯罪に手を染めてしまう場合も少なくないかと思えます。例えば、軽度の知的障害であるとか発達障害ないしその特性を有しているにもかかわらず、それが一見して見えにくい特性であるがゆえに、医師等による適切な診断及び治療を受ける機会がなく、周囲の無理解によるコミュニケーションを中心とした問題を抱え、結果として犯罪に手を染めてしまうというケースもあるのではないのでしょうか。

今回の法改正を契機として、受刑者の社会復帰を支援するに際しては、こうした見落とされてきた障害者の特性等についても十分に調査がなされ、適切な処遇につなげていくべきものと考えます。矯正局の御所見をお伺いします。

○政府参考人(佐伯紀男君) 委員御指摘のとおりでございますが、知的障害であったり発達障害があるものの、刑事施設に入所した段階でこれらの対応となります療育手帳等を取付ておらず、入所後に初めて障害が認知されるという方が一定数いるということが現状でございます。

刑事施設におきましては、知的障害や発達障害を含む受刑者の特性につきまして、医師や心理学を専攻する調査専門官による処遇調査などによりましてその把握に努めてきたところでございまして、

これらの受刑者に対しましては、障害を考慮したプログラムの実施や、養護的な働きかけができる工場、軽作業の指定、社会福祉制度に関する知識の付与のほか、出所後、福祉サービスが円滑に受けられることができるような、社会福祉士の資格を有する福祉専門官が必要に応じて関係機関と連携して、療育手帳などの取得支援を行ってきたところでございます。

今回の法改正によりまして、こういった柔軟な

処遇がよりやりやすくなりますほか、刑事施設の長の責務として社会復帰支援が推進していくという事になります。今後におきましても、その法改正の趣旨を踏まえまして、これまで以上に受刑者の知的障害や発達障害などの特性を十分に把握し、必要な社会復帰支援の実施に努めてまいりたいと考えます。

○安江伸夫君 犯罪には必ず原因と結果があるというふうにも私も考えております。

そして、その原因はやはり、本人が、犯罪を犯したその者が内面的にこの悔悟の念を生じなければいけないところもあるかと思いますが、やはり外部環境、その精神的な障害やあるいは知的障害等はその外部環境と身体的な要因が相まった最たるものだというふうにも思っておりますので、今、今回の法改正を契機にその特性に応じた再犯防止の取組を強化していただければというふうにも思います。

続いて、コレワークについて伺います。再犯者のおよそ七割が犯行時において無職であるという実態に鑑みれば、就労の確保こそ再犯防止の要です。出所後の就労を支援する上では、施設内から一貫して就労指導が不可欠であり、特に出所前に就業先を確定する取組の強化を図っていくことが重要かと思えます。

この点に関連しまして、事業主と受刑者等のマッチング、これを行っているコレワークの一層の周知、活用、機能強化が重要と考えます。コレワークの意義、またこれまでの実績、また現在の課題について矯正局にお伺いします。

○政府参考人(佐伯紀男君) 矯正施設在所中から就労先を決めることは再犯防止に極めて重要であるというふうにも認識してございます。

受刑者を雇用しようとする事業主の方の便宜に資するよう、全国の受刑者等の資格取得の状況であるとか、こういった情報を一元的に管理しまして、事業主の方のその雇用条件に適合する者がどこに矯正施設に在所しているかということなどの情報を提供しているのがコレワークでございます。

す。

平成二十八年十一月にコレワークが本格稼働を開始いたしましたから本年三月末までに全国八か所に設置しましたコレワークにおきまして、事業主から合計八千五百四件の御相談を受け付けてございます。このうち千六十件が矯正施設在所中に就職内定に結び付いたという実情でございます。

一方で、企業から受けた御相談の中で、就職の採用内定の多くが建設関係に言わば偏った状況となっております。必ずしも受刑者等のニーズと合致していない点が課題として認められるところでございます。

法務省といたしましては、引き続き幅広い業種の事業主の方にコレワークの認知度を高め、より活用していただけるよう、その役割などについて周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○安江伸夫君 私も名古屋のコレワークを見させていただいたこともございます。今回の法改正を機に、またその使命一層大きくなるかと思えます。この中で、更なる体制の強化、活躍を御期待したいというふうにも思います。

受刑者等がようやく就業先を見付けたとしても長続きしないということも課題かと承知しております。様々な原因が考えられますが、その一つが、今も指摘をいただいた雇用のミスマッチの問題です。これを解消するためにも、より多くの事業者とマッチングできる機会を確保していく必要があると思えます。

受刑者等を雇用するに当たっては、犯罪等を犯したことを理解した上で雇用に協力をしていただく協力雇用主の制度が重要ですが、この協力雇用主に関連しまして、現在の登録数、またその一層の確保に向けた取組状況について保護局に伺います。

○政府参考人(宮田祐良君) 協力雇用主の登録数ですけれども、おかげさまで昨年度、令和三年十月一日現在、約二万五千事業者に登録いただいているところでございます。一方で、実際に雇用する協力雇

用主の数ですけれども、これ、同日現在で約千二百事業者にとどまっております。また、御指摘もありましたとおり、円滑な社会復帰と職場定着には事業主とのマッチングが重要でありますけれども、協力雇用主の約半数が建設業という業種の偏りが見られます。

このような課題に対応するため、協力雇用主に對する支援を充実するとともに、多様な業種の事業主に協力雇用主となつていただけるよう経済団体や業界団体等への働きかけを行うとともに、各都道府県には民間の立場から協力雇用主の活動を支援していただいております。さらにも連携しまして、協力雇用主の確保に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 やはり協力雇用主、たくさんいろんな業種の方に手を引き続き挙げていただきたいというふうにも思います。再犯防止に当たって非常に重要な取組かというふうにも認識をしております。

そこで、先ほども支援の充実という点を挙げていただきましたが、協力雇用主になることによつて受けられるその支援メニューの強化についても検討の必要性があるのではないかとこのように考えております。

現在は、刑務所出所者等就労奨励金の支給や公共事業などの入札優遇を受けることが可能となっていると承知しておりますが、例えばこの前者の奨励金につきまして、現在は最長一年間、最大で七十二万円支給されることになっております。この支給年限の延長あるいは金額の増額も検討されるべきではないでしょうか。

また、これ、私が実際現場でいただいた声でもありますけれども、例えば、受刑者等の出所後の住居を確保したりすることによつて再犯防止につながるという観点から、そうした点についても財政的な支援が欲しい、事業主が寮や社宅等の住居を確保した場合には一定の財政的支援を行うといったことも有用ではないかというふうにも考えて

おります。

これらの取組は、協力雇用主となることのインセンティブの強化にもつながるかと思えます。例えばでありますけれども、今申し上げたような手法も講じて協力雇用主の確保を一層図るべきと考えますが、保護局の御所見をお伺いします。

○政府参考人(宮田祐良君) 御紹介いただきました刑務所出所者等就労奨励金制度でございますけれども、就労継続が困難な十八歳、十九歳の若年者を雇用していただき、職場定着に向けて手厚く指導などをいただいた協力雇用主さんに加算金を支給する制度というのを本年度から新たに導入したところでございます。一方で、協力雇用主からは、実際に雇っても約五割は半年以内に辞めてしまうという意見もございまして、職場定着支援の更なる強化が必要であると考えております。

刑務所出所者等と協力雇用主と双方にきめ細かな寄り添い型の職場定着等の支援を行っております。更生保護就労支援事業というのを今全国二十五か所実施しておりますけれども、その実施状況を踏まえ、各地域で必要な支援が円滑に行われることが課題であると考えています。

息の長い支援に協力雇用主の存在意義は大きく、また有り難く、引き続き協力雇用主に対する支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 引き続きの強化をお願いしたいと思います。古川法務大臣にもお伺いしたいと思います。

協力雇用主の拡大も含めた受刑者等の就労支援の一層の充実に向けてお取組をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(古川慎久君) 受刑者等が矯正施設を出た後、速やかに仕事に就いて、かつ定着していくこと、これは再犯防止の観点から、そして何よりも本人の立ち直りのために極めて重要なポイントだというふうにも考えております。

法務省におきましては、今、両局長から答弁をいたしましたように、コレワークによる施設在所

中からの就労支援、そして、刑務所出所者等就労奨励金支給制度や更生保護就労支援事業などの就労支援の充実等に努めておりまして、事業主の御理解、御協力の下、早期就労、それから職場定着に一定の成果を上げてきているものというふうにご考えております。

引き続き、受刑者等の再犯防止に向けて、しっかりと事業主の方々の御意見も聞きながら、協力事業主の拡大も含め、より充実した受刑者等の就労支援に取り組んでまいりたいと存じます。

○安江伸夫君 是非とも強化をお願いしたいと思っております。

続きまして、痴漢の再犯の防止に関連してお伺いしたいと思います。

今回の法改正を踏まえまして、保護観察処遇の一層の充実が図られることとなります。そのためにも、前回の委員会でも指摘させていただきましたが、更生保護施設の人的、物的体制の更なる強化を求めたいと思っております。

他方で、刑事施設や保護観察所が行う専門的処遇プログラムの対象にならない犯罪者についても再犯の強化を図っていくべきです。特に、いわゆる痴漢や盗撮行為を行った者への対策の強化が重要と考えます。公共交通機関での痴漢等は迷惑防止条例等の条例違反によって捕捉される場合が多いですが、類型的、また相対的に刑が低いいため、性犯罪等に対する専門的処遇プログラムの対象にならない場合が多いです。

他方で、痴漢等は再犯率も高く、病的要因も指摘されていることに鑑みると、性犯罪処遇プログラムやこれに準じるような対応を早期に行うことができる体制の整備が重要と考えます。

そこで、刑法犯以外の痴漢の再犯率についての法務省の御認識をお伺いするとともに、保護観察の下以外においても痴漢の再犯防止施策を一層強化していくべきと考えますが、法務省の御所見をお伺いします。

○政府参考人(吉川崇君) お答えいたします。まず、お尋ねの再犯率につきましては、平成二

十七年に法務総合研究所におきまして、性犯罪により懲役刑の有罪判決を受けた者の判決確定から五年後の再犯状況を調査したところ、罪名が条例違反のみで犯行態様に痴漢を含む者は、他の類型の性犯罪者よりも性犯罪の再犯率が高いという結果でございました。調査対象数、調査期間等が限られていたものであるため、その調査結果を直ちに一般化することは難しいものの、痴漢行為に及んだ者には、これを繰り返す者が一定程度いるものと認識しております。

その上で、委員御指摘のとおり、法務省では、矯正施設及び保護観察所におきまして、痴漢を含む性犯罪者に対する専門的処遇プログラムを実施しておりますが、これまで、刑事上手続が終了した後は、これらの者に対する働きかけが必ずしも十分に行われていなかったものと承知しております。しかしながら、これらの者の再犯を防止するためには、地域社会でも矯正施設や保護観察所に準じた取組が実施されるなど、息の長い支援を行うことが重要であると考えております。

そこで、法務省では、今年度、調査研究事業として、痴漢を含む性犯罪者を対象として地方公共団体等が実施可能なプログラムを開発し提供することとしております。これらの取組を通じて、痴漢を含む性犯罪者についても地方公共団体等による再犯防止の取組を促進してまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 やはりこの痴漢被害というものも大変深刻な問題だというふうにお思っております。被害者の方に大変大きな心の傷を付ける重要な犯罪であるというふうな認識の下で、その再犯の強化を、強化していただくことをお願い申し上げます。

続きまして、ちょっと一問飛ばさせていただきます。まして、侮辱罪の関連についてお伺いをいたします。

インターネット上の誹謗中傷の深刻化等の社会情勢の変化に対応し、今回侮辱罪の法定刑を引き上げられます、引き上げられる予定となっております。

ます。その一般予防効果を高める効果が期待をされているところでありますが、他方で、法定刑が重くなつて表現行為に萎縮効果が働くとの御指摘がございます。

そこで、他国における侮辱罪ないし我が国の侮辱罪と類似の犯罪法制がどうなっているか、例えばドイツ、フランス、韓国ではどうなっているのか、参考にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

我が国の侮辱罪に相当する罰則として把握しているところで申し上げますと、まずドイツでございますが、ドイツでは、刑法典におきまして、侮辱は一年以下の自由刑又は罰金刑に処し、侮辱が公然と、集会において、文書の頒布により、又は実力を用いて遂行されたときは、二年以下の自由刑又は罰金刑に処するとされております。

フランスにおきましては、刑法典におきまして、人に対する非公然の侮辱は、扇動によって行われたものでない場合には、第一級違警罪について定める三十八ユーロ、これは昨日現在の為替レートに基づいて計算いたしますと約五千三百円相当でございますが、この三十八ユーロ以下の罰金で罰するとされ、報道の自由に関する一八八年七月二十九日付法律において、公共の場所又は集会において行われた演説等による個人に対する侮辱は、扇動によって行われたものでない場合には一万二千ユーロ、これは先ほどと同じような為替レートで計算いたしますと約百六十五万九千九百円相当でございますが、この罰金で罰するとされております。

韓国におきましては、刑法典におきまして、公然と人を侮辱した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二百萬ウォン、これも先ほど申し上げました為替レートに基づき計算いたしますと約二十萬円相当でございますが、この二百萬ウォン以下の罰金に処するとされておりますと、このように承知していただいております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

当然、それ、各国によって社会状況も違うかと思っております。一概には言えませんが、必ずしも類似の制度で日本が突出して高いわけではない、今回の法改正を踏まえても突出して高いわけではないということも評価としてはあり得るのではないかと、このことを指摘させていただきたいというふうな思いをいたします。

ネット上の誹謗中傷の問題を念頭に、刑罰による一般予防効果のほか、被害の早期救済の強化も引き続きお願いをしたいと思います。

この点に関連をいたしまして、法務省が違法性があるかと判断して国内外のプロバイダーなどに行つた削除要請のうち、その三割が応じられていなかったという報道がございます。要請に応じてもらえない場合、被害者は法的措置を検討せざるを得ないと思っております。その際、法務省は助言などの支援を行っているのかを確認するとともに、またさらに、要請に応じない者に対しての実効性を高めていくべきかと考えますが、この点についての問題意識及び今後の方策について法務省の御所見をお伺いします。

○政府参考人(松下裕子君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、法務省の人権擁護機関が投稿の削除を要請しても削除されない場合がございます。その際には、相談者の意向や事案に応じまして、裁判手続を案内したり法テラスなどを紹介するなどの支援を行っております。

また、削除されない場合があること、背景には、我が国の人権課題に対する理解が十分でないとうかがわれる海外事業者があること、また、当機関からの削除要請に何らの反応も無い小規模な事業者等があることなどの事情があると認識しております。

そこで、法務省においては、削除される割合を少しでも改善するために、総務省とともに継続的に開催しております実務者検討会の場で、また、プロバイダー等の個々の事業者と個別に協議、意見交換を行うなどして、我ががしかるべき法的判断をした上で削除要請を行っているということ

プロバイダー等に示したり、あるいは反応のない小規模な事業者等につきましては、我々との関係の構築等を粘り強く促すなどして削除要請に対する理解を求めているところでございます。

今後も、こうした取組を通じて、インターネット上の誹謗中傷による被害の救済に努めてまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 済みません、最後の質問でございますが、やはり今回の法定刑の引上げの有無にかかわらず、表現の自由に対する不当な萎縮効果を生じさせないための工夫が必要かと思えます。侮辱に当たるとされた裁判例を分かりやすく整理する、あるいは法務省が削除要請を実行した事例を整理する、あるいは今有識者検討会で検討されている違法性の判断基準についても分かりやすく整理をする、こうした取組も重要かと考えます。

法務省の御所見をお伺いします。  
○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

委員も御指摘のように、表現の自由は憲法で保障された極めて重要な権利でございます。これを不当に制限することがあってはならないのは当然のことでございます。

今回の法改正は表現の自由に対する不当な萎縮効果を生じさせるものでないと考えているところでございますが、この点を懸念する御指摘があることは真摯に受け止めて、引き続き、委員から御指摘をいただいたような方法も踏まえまして、適切な周知の在り方について検討し、丁寧な周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長(天倉克夫君) 時間が参りました。  
○安江伸夫君 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございます。  
○川合孝典君 国民民主党・新緑風会の川合孝典です。

私、まず、侮辱罪の法定刑引上げがいわゆるオンラインハラスメントを今後抑止していく上でど

ういった効果があるのかといったことからまず質問させていただきたいと思えます。

今回の侮辱罪の法定刑引上げの背景には、「テラスハウス」の事案を念頭に今回この法改正が行われると理解しておりますが、今回の法改正によってオンラインハラスメントへの具体的な何らかの対応が図られることとなります。

そこなんですが、どういった行為がハラスメントなのかと、先ほどの安江委員の御質問にもつながる話ではあるんですが、このオンラインハラスメントの定義ですね、その対象や範囲が明確化されていないということでありまして、そうすると、実際にオンライン上で誹謗中傷を行う人たちに對して、どういった行為を行うことがオンラインハラスメントに該当するのかということが、明確に一定の基準というものが提示されていないと抑止効果が期待できないのではないのかと私はふと感じたものですから、法務大臣にお伺いしたいと思えます。

オンラインハラスメントの定義とは何でしょうか。  
○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。

お尋ねのオンラインハラスメントという言葉についてでございますが、民間において様々な用いられ方をしているということは承知をしておりますが、これにつきまして、政府として、その定義につきまして特定の見解を有しているわけではないと承知しているところでございます。

○川合孝典君 特定の定義を示しているわけではないがゆえに、その曖昧なところがあるから、結果的にオンラインハラスメントが行き過ぎるところまで行かない限り問題が表面化しないという状況になっております。

この定義、いわゆるこれを定義付けるのか、ガイドラインとある程度明示化するのかという話は別にして、これ、きちんと法務省としての考え方を示すべきだと思えますが、法務大臣、いかがお考えでしょうか。  
○国務大臣(古川禎久君) 今刑事局長が答弁しま

したとおり、オンラインハラスメント、その定義ということなのでございますけれども、そのオンラインハラスメントというものが指し示している事柄の態様というものが様々あるだろうと思えますので、それらを厳密に定義をすることになると、これはなかなか難しいことではないかなと思えます。

したがって、今回の侮辱罪の法定刑の引上げというように、侮辱罪の場合は、公然と、事実を摘示せずに公然と誹謗中傷したということなわけですけれども、そのような侮辱罪として対応できることについては侮辱罪というふうにして対応することになるのではないのでしょうか。一概に、オンラインハラスメントとは何々であるというふうな、この画一化した定義は難しいのではないかと。そのオンラインハラスメントを対象とした何らかの刑罰というふうなものは、ちよつと理論的に直結しにくいのではないかと印象を持ちます。

○川合孝典君 定義という言葉を使うと、強くそのこと自体をもう定義付けてしまつて決めるということになりますので、それは適切ではないという御指摘については理解します。

ただ、こういった行為を行うとこういう問題が生じて刑罰に該当する可能性があるということを目指し示すことはできるんじゃないでしょうか。  
○国務大臣(古川禎久君) 済みません、ちよつとお尋ねの意味が正確に私理解できていないのかも分かりませんが。

オンラインハラスメントというふうには呼ばれるものの中には、様々な、嫌がらせといひましても何か脅迫みたいなものであったり、何でしょうか、様々、何というんでしょうね、様々な態様のものをひつくるめてオンラインハラスメントというわけでしょうか、それを因数分解してそれぞれに對しての対応というのは、例えば侮辱罪であるとか名誉毀損であるとか脅迫だとか何だとか、様々なその刑としてのこのカテゴリーがされてくるのだらうと思えますけれども、そのオンライン

ハラスメントという一言で様々な態様を一言で表現するのは難しいのではないかとこのことを申し上げております。

○川合孝典君 その今大臣がおっしゃったことは理解できます。

つまりは、定義というよりガイドラインのようなものですね。一定の基準のようなものが何らか明示的に示されていることで、オンライン上でいわゆる誹謗中傷を行っている人たちの行動に對して注意喚起を与えるというようなことはやはり必要なんじゃないのかなというふうな、どこまで何をやっていいのかがということが全く分からずに、そのことの結果として自らにどういった罰が与えられるのかということも恐らく認識しないままにその場の感情で書き込むというようなことが多分多かるうと思えますので、そういうことに対して事前に注意喚起を行うという意味での一定のそういうガイドラインのようなものを示した方が、抑止効果という意味で高いのではないのかというこの指摘をさせていただいています。

ちなみに、このいわゆるオンラインハラスメントと言われるものの特性としては、いわゆる匿名性が高いということ、高度の流通性があるということ、オンラインにおける永続性、もう繰り返し繰り返し何百回、何千回と一度書いたものが要は繰り返されるということ、同時に、回避困難性があるといったようなことを有識者の先生は御指摘をされております。

したがって、これ一回書き込みをするということ、何百回、何千回言い続けていることと同じ効果が実はこれ生じているということ、そのことに対してどう対応するのかというのは、いわゆる一言何か言つて侮辱罪かどうかということの議論をしているのは全く質が違うということを理解した上でこのことにどう対応するかが問われているというふうな思っています。

これはつまりやっていると一問で終わつてしまふようなので、ちよつと事例で、例えばということと質問させていただきたいんですが、法制審の

刑事法の侮辱罪の部会において、その侮辱罪の事例というものについて検証された、昨年検証されているんですけど、その中でも少し取り上げられておりませんが、例えばなんですけど、小売業の現場で、来店者が勝手に店内で従業員を要は追いかけて店内や従業員を撮影して、それをSNSにアップした上で、その店員、従業員に対する誹謗中傷のようなコメントを付けているといったような、実はそういう事例が増えてきております。被害者に誹謗中傷、罵詈雑言がなされることにより被害者の自尊心が傷つけられ、PTSD等を発症し自殺に追い込まれる危険性があることから、脅迫罪、強要罪、ストーカー行為規制法の犯罪に類似した形に、状況になつていると考えられます。

今回の侮辱罪の法改正によって、今申し上げたような小売業の現場で撮影をして、勝手に撮影をしてSNS上にアップして罵詈雑言を浴びせるといったような事例に対してはどのような、どこまでの対応が可能になるのか、このことについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(川原隆司君) お答えを申し上げます。今回の法改正は、大臣からも再三答弁がございましたように、侮辱罪の法定刑を引き上げるのみでございます。構成要件は変更しておらず、処罰対象となる行為の範囲は変わらないものでございます。したがって、今回の法改正の後でありまして、侮辱罪は、事実を摘示せずに公然と人を侮辱した場合に成立するという点、場合に構成要件に該当することになるものでございませぬ。

ただ、いずれにいたしましても、検察当局におきましては、委員御指摘のような事例につきまして、刑罰法令の観点から侮辱罪やその他の犯罪が成立するものにつきまして、個別具体的な事案に即して法と証拠に基づき適切に対処するものとして承知しております。

○川合孝典君 理屈はそういうことなんですけど、どうやって後追いつけるんですかね。いかにして抑止するのかということの観点が今の御答弁の中にもやっぱり入っていないわけでありまして。当然、表現の自由の問題がありますから触れられないことがあるということについては重々理解しておりますけれども、その上で、昔と違ってこのSNSという新たな情報媒体が与える影響というものも考えた上で、それに合った形での対応、もつと言つてしまえば、先ほど来申し上げておりますとおり、事前にそうした行為に至らないようにするためにどういった対処が可能なかということの議論をしなければいけないということでございます。

法定刑を引き上げたからそのことによつていわゆる犯罪の抑止効果になるのかということについても、どこまでやったらその犯罪に該当するのかわかることについてのスケールすら全くない状況の中で、要は法定刑だけ引き上げることになつてしまったときに一体どれだけのその効果があるのかというと、これは甚だ疑問だと思えます。飲酒運転に対するいわゆる罰金を上げたことで抑止効果が相当に出たということが過去ありましたけれど、あれは罰金が、酒飲んで運転をしたら物すごい罰金を取られるという極めて明示的なものがあつたがゆえに、あのことによつて抑止効果があつたわけで、今回のように何が対象になるのか分からない状況の中で罰金、量刑だけ引き上げるといふことになつたとき、本当に効果があるのかということについては、疑問だけ私からは申し上げておきたいと思えます。時間がありますので、次に参ります。

三番目の質問でありますけれども、このオンラインによるハラスメントの特性を考慮したいわゆる個別の処罰の規定といったようなものの導入についても、今すぐできるかどうかは別にして、検討する必要があるのではないのかということの質問提起をさせていただきたいと思えます。

オンラインハラスメントは、侮辱罪、名誉毀損罪、ストーカー罪、脅迫罪といった犯罪に該当しない事例が少なくないこともあり、オーストラリアの刑法にはオンラインによる嫌がらせ行為を独自に処罰する規定があると聞いております。我が国において今後侮辱罪の法定刑を引き上げられたとしても、それは別にオンラインハラスメントの特性を考慮した新たな処罰規定の導入を模索することの必要があるのではないのかと考えておりますが、この点について大臣の御認識をお伺いします。

○国務大臣(古川禎久君) インターネット上で行われる嫌がらせ行為には様々なものがあると思われまふし、侮辱罪であるとか名誉毀損罪であるとか、例えばストーカー行為規制法違反とか、様々な犯罪が成立することはあり得ます。ただ、それは個々の事案ごとに収集された証拠に基づいて個別に判断をされるべきことであります。この処罰対象とならない事案であっても、被害に遭われた方を救済するための行政的な諸施策を推進していくことはこれは重要だというふうな考えておりますから、例えば法務省においては人権相談への対応ですとかプロバイダー等に対する投稿の削除要請などを行つておりますし、これは引き続き関係省庁や関係機関とも連携しながら必要な取組をこれ進めていかなきゃならないと考えておるわけです。

をどのようなものとして考えるのか、罰則は明確でなければならぬわけですが、処罰すべき行為を明確に定めることができるのかといった様々な観点から慎重な検討が必要になるものというふうな考えます。

○川合孝典君 ありがとうございます。時間が参りましたのでこれで終わりにしたいと思います。思いますが、いわゆるそのオンラインを使ったハラスメント、今回の侮辱罪法定刑引上げのきっかけになつたのも、そもそものいわゆる「テラスハウス」の事件があつたことが一つの大きなきっかけになつたということでありまして、これまでの概念とこれまでの社会情勢の中でどう判断、侮辱罪を、量刑を判断するのかということの延長線上では、やっぱりSNSを使った現代のこのいわゆるハラスメントというものを対しては対応し切れない状況があるということをやったり我々は認識しなければいけないと思つております。あわせて、今の若い世代の方々は我々の世代とは全く違うこのSNSとの向き合い方をしているということも考えたときに、我々、未来の世代に対してどうこの法律の見直しの方向性があるべきなのかということは今このうちから議論をする必要があるということだけ御指摘させていただきまして、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○委員長(矢倉克夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、山崎正昭君が委員を辞任され、その補欠として高橋はるみ君が選任されました。

○高良鉄美君 沖縄の風の高良鉄美です。刑法十二条の改正案によれば、拘禁刑受刑者に対しては作業と指導を組み合わせて課すほか、作業を大幅に減らして指導を増やすこと、さらには作業を課さず指導のみを行うこともできます。他方、刑事被收容者処遇法、いわゆる刑収法九十三条改正案のただし書は、作業の必要性が認め

られる場合であっても、作業を行わせることが相  
当でないときには作業を行わせないとしていま  
す。このただし書に該当する場合について、五月  
十一日の衆議院法務委員会が矯正局長は、他の事  
情によって作業、就業が難しい場合であると、具  
体例として、①感染症の蔓延を防止する必要があ  
る場合、②条約との関係で作業を課することに配慮  
が必要な場合を挙げています。

この①は、現行法下でも作業に従事させられな  
いのはまあ感染症の問題ですから当然ですけども、  
②の方のこの条約とはILO第百五号条約とい  
う理解で間違いはないでしょうか。それから、同  
条約が禁止する強制労働に該当するおそれのある  
国内法規定の法定刑については、懲役が禁錮に改  
められましたが、同条約の対象犯罪に係る受刑者  
は、典型的に九十三条ただし書の相当性を欠く場  
合に当たり、作業を課せられないということによ  
いでしょうか。その場合、受刑者本人が作業を行  
うことを希望する場合には作業を行わせるので  
しょうか。以上、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。  
御指摘のとおり、今回の法案による改正後の刑  
事収容施設法第九十三条ただし書の相当でない  
と認めるときは、ILO第百五号条約、いわゆる強  
制労働の廃止に関する条約でございますが、との  
関係で、作業を課することに配慮が必要な場合が  
含まれるものと理解をしております。

この条約が保護対象としております行為を行  
ったことにより拘禁刑を科された受刑者につきま  
しては、仮に改善更生を図るためには作業を行わ  
せることが必要性があると認められる場合であつ  
ても、条約に配慮し、作業を課さないこととする  
予定でございます。

作業等の矯正処遇につきましては、処遇要領に  
基づいて行われます。処遇要領は、必要に応じて  
受刑者の希望を参酌して定めるものとされていま  
す。従来、条約との関係で配慮を要する受刑者に  
つきましても、本人が作業を実施することを希望  
されるのであれば、必要に応じてそれが処遇要領

に反映され、作業を実施することになると考えて  
ございます。

○高良鉄美君 今、本人の希望というのいろいろ  
ありましたけれども、それを前提としますと、同  
じ拘禁刑であっても、本人の意に反して作業を課  
すことができない受刑者、それと、そうでない受  
刑者が存在することになります。

受刑者が正当な理由なく作業や指導を拒むこと  
を遵守事項違反とし、懲罰の対象となり得ると  
ころ、国連の経済的、社会的及び文化的権利に関  
する委員会は、日本の第三回定期報告に関する総括  
所見において次のように勧告しています。委員  
会は、締約国の刑法典が、本規約の強制労働の禁  
止に違反して、刑の一つとして刑務作業を伴う懲  
役を規定していることに懸念を持って留意する。委  
員会は、締約国に対して、矯正の手段又は刑とし  
ての強制労働を廃止し、本規約第六条の義務に  
沿った形で関係規定を修正又は破棄することを要  
求する。社会権規約委員会は、ILO第百五号条  
約の対象犯罪に限らず、受刑者全般について、た  
とえ矯正の手段であったとしても強制労働を廃止  
することを求めています。

四月二十七日の衆議院法務委員会における矯正  
局長の答弁では、受刑者本人が全く不同意の状態  
である場合には、強制することで作業を効果的に  
実施できるとは考えていない旨を述べますが、問  
題は、懲罰を科されるかもしれないという心理的  
強制、懲罰による威嚇の下に、意思に反してでも  
作業に従事させられるという点にあります。

最終的には、意に反してでも作業を義務付けら  
れるという意味での作業の強制的性格は、拘禁刑  
も懲役と変わらないのではないのでしょうか。ま  
た、従来の禁錮との比較では、自らの意思とは関  
係なく作業を課せられ得るといふ点で重罰化では  
ないのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○政府参考人(佐伯紀男君) 刑事収容施設法にお  
きましては、受刑者の遵守事項として、正当な理  
由なく作業等を拒否してはならない旨を定めてご  
ざいます。これに違反した場合には、各種の事情

を考慮した上で懲罰を科することができることさ  
れております。

拘禁刑受刑者につきましても同様に懲罰を科す  
ことができることとしておりますが、これは、拘  
禁刑の趣旨を踏まえまして、個々の受刑者の問題  
性等に依りて必要と認められる矯正処遇を専ら受  
刑者の意思に委ねるといふことは相当ではないと  
考えたものでございます。

これまでも御答弁させていただいております  
が、拘禁刑の創設というのは、個々の受刑者の特  
性に依りて作業や指導を柔軟に組み合わせる処  
遇を行うものでございます。矯正処遇の効果を高  
めるためには、受刑者自身に自らが受ける処遇の意  
義を十分に理解させ、自発的に受ける気持ちを持  
たせることが重要であるということはお承知のと  
おりでございます。法改正後も、拘禁刑導入の  
趣旨を踏まえまして引き続き動機付けを高めるた  
め働きかけをしっかりと行いまして、効果的な矯正  
処遇の実施に努めてまいりたいと考えてございま  
す。

○政府参考人(川原隆司君) 私の方から、禁錮刑  
との比較において重罰化じゃないかという点につ  
いてお答え申し上げます。

今回の法改正におきましては、懲役及び禁錮に  
代えまして拘禁刑を創設することとしておりまし  
て、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図  
るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行  
うことができることとしております。

その結果、現行法の下であれば禁錮に処せら  
れ、作業が課されない者について、拘禁刑におけ  
る処遇として作業が課されることがあり得ること  
となりますが、もとより全ての拘禁刑受刑者に常  
に作業が課されることとなるわけではない上に、  
そもそも拘禁刑を創設するのは、個々の受刑者の  
特性に応じ、作業と指導とをベストミックスした  
柔軟な処遇をすることができるようにし、その改  
善更生、再犯防止を図るものであつて、そこで課  
される作業は、懲役における作業とは異なり、過  
去の犯罪に対する報い、懲らしめではなく、拘置

することに依りて罰を与えるものではないことか  
ら、重罰化との御指摘は当たらないと考えていま  
す。ところでございます。

○高良鉄美君 従来の懲役、禁錮というのは、こ  
れ、割かし分かりやすいというんですかね、作業  
のあるなしということだったんですが、今回一緒  
になつていると、名前がもう拘禁刑と。同じ拘禁  
刑で結構違う形の処遇がなされるということな  
ので、今まででしたら禁錮に当たるような方々  
は、もう作業はありません。何もありませんと、  
中でのだけであるというふうな形で、気持ちの  
上でも、いろんなことがあつたのかもしれない  
が、この辺ちょっと分かりにくいなというのが  
あつて、ベストミックスというの、誰から見  
てもベストミックスなのか非常に分かりにくい点があ  
ることをちょっと私の感想として申し上げたい  
と思います。

〔委員長退席、理事高橋克法君着席〕

次に、五月十一日の衆議院の法務委員会にお  
いて刑事局長は、拘禁刑の規定におきまして、作業  
と指導については、いずれも改善更生を図るた  
めの重要な処遇方法として特別予防のために課す  
ものであることを明確にするため、必要な作業を行  
わせ、又は必要な指導を行うことができることを  
明記することとしたものと答弁しています。

これは、作業や指導が拘禁刑の内容として課さ  
れるものと理解してよろしいのでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。  
刑の内容ということについてお尋ねございま  
すが、何をもちいて刑の内容というかにつきま  
しては、法制審議会の部会でも指摘されましたよ  
うに、講学上様々な理解があり得るところでござ  
いまして、お尋ねにつきましても様々な理解があ  
り得ると考えられるところでございます。

〔理事高橋克法君退席、委員長着席〕

いずれにいたしましても、拘禁刑におきま  
しては、作業と指導について、いずれも刑を犯した者  
の改善更生という特別予防のために課すものとし  
て位置付けることとし、刑法において、拘禁刑に

処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができると規定することとさせていただきます。

○高良鉄美君 　まだ少し、その拘禁刑の内容というものと実際の中身というのが一緒なのかどうかちょっと分かりにくいんですが、もしそういうものであるとすると、受刑者にとってこの指導を受けることは、刑法上の義務にとどまらず、拘禁刑の内容として義務付けられるということの意味は、まずけれども、とりわけ、作業を課されずに専ら指導を受ける受刑者にとっては、指導を拒む場合、拘禁刑の十全な執行がなされないという状態になります。本人が同意しない場合、そういうことときには強制しても指導の効果が上がらないことというのは、先ほどちょっと紹介しました四月二十七日の衆議院法務委員会でも矯正局長も認めています。

ですから、同意しない場合に強制しても指導の効果が上がらないので、結局はそういうことはやらないだろうと。現実上、指導を本人が同意しない場合に強制するかどうかという、そうはならないだろうと、考えにくいということですね。この矛盾というのは、そもそも正当な理由なく指導あるいは作業を拒むことを遵守事項違反として懲罰の対象としていることから生じるのであり、遵守事項違反の対象から外すべきではないでしょうかと思えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐伯紀男君) 　お答えいたします。作業や指導を拒む者に対して、その改善指導や改善更生、再犯防止のための働きかけを行うことが一切の、ある種の強制といえますか、これが懲罰等の対象にならないとすれば、これを実施することが相当困難な状態となります。再犯リスクの高い人が矯正処遇を希望するとは限らないわけでございます。むしろその改善更生が必要な者に対してより働きかけを行わなくするおそれも生じるというふうな観点から、拘禁刑創設の目的が達成できないことになるというふうな考えでございます。まして、正当な理由なく作業を拒否する行為

については遵守事項から外すということは相当ないと考えてございます。

ただ、これまでも度々御答弁申し上げてきたとおり、矯正処遇の効果が高めるためには、御指摘のように、受刑者自身にこれを自発的に受ける気持ちを持たせること、これは非常に重要でございます。こういったことを十分認識してございまして、引き続き、動機付けを高めるための働きかけを行いまして、効果的な矯正処遇の実施ができるように努めてまいりたいと考えています。

○高良鉄美君 　先ほどから矯正の方に視点を置いているということで、受刑者の矯正を進めていくというところからすると、なるべく働きかけを中心にはするけれどもそこに見合ったものをと、先ほどの言い方ですとベストミックスの形で指導と作業を入れていくということだと理解いたしました。

この問題というのは、前回、私は侮辱罪の法定刑の問題で重罰化というところを聞いたわけですが、今、今回は拘禁刑の問題を内容にしているんですけども、そのミックスが、何ですか、バランスが、最初はどう重罰化の問題だけかと思ったら、結構ここでも問題があるなというふうに感じた次第です。

したがって、法制審の答申もきちんとなつていくかということと、まだまだ疑問があります。次回またゆつくりいろいろとお聞きしたいと思えます。

○東徹君 　日本維新の会の東徹でございます。懲役刑という名前から拘禁刑という名前に変わるということ、なかなか、この根拠を聞いてもなかなかよく分からぬなとつくづく思うわけですね。再犯防止というのは当然私も大事だということにはもうこれ当然思うわけでありまして、もう、やつぱり更に大事なことは、やつぱり再犯防止よりもまずは一回目の犯罪ですね、それをやつ

ぱり抑止していく、その一回目の犯罪が減れば当然再犯も減っていくわけでありまして、そういったことは大事なことでありまして、懲役刑であったとしても、きちんと作業それから指導、そういったことがその人に特性に合わせて行っていくことができればそれでいいんだろうというふうなふうに、なかなかこれ、懲役刑に変えな

○政府参考人(川原隆司君) 　お答え申し上げます。日本法令外国語訳データベースシステム上、刑の種類について定める刑法第九条におきまして、懲役はインプリズンメント、禁錮はインプリズンメント・ウイズアウト・ワークとされているところでございます。

○東徹君 　この中で英語の得意な人おられるかどうか分かりませんが、僕も発音に自信ないですが、懲役というのはインプリズンメント、禁錮というのはインプリズンメント・ウイズアウト・ワークということですね。

新しい拘禁刑の名称について、政府参考人から懲役刑という名称のまま内容を変えることも考えられなくないというふうな答弁もあつたので、余計これ変える必要がどこにあるんだというふうなふうに思いますが、これ英語の名称を変更しないというふうな思いますが、これ新しい拘禁刑、これ英語ではどのように表現するのか、伺います。

○政府参考人(川原隆司君) 　お答え申し上げます。この新しい拘禁刑の英訳、英語訳につきまして、先ほど御答弁申し上げました現在の懲役、禁錮の英訳も踏まえつつ、この刑法等一部改正法案の成立後に検討したいと考えているところでございます。

○東徹君 　だから、これインプリズンメント又はインプリズンメント・ウイズアウト・ワーク、これが一般的な世界共通の言葉じゃないんですか。

○政府参考人(川原隆司君) 　お答え申し上げます。世界共通の言葉かどうかということでございますが、これは日本法令外国語訳データベースシステム、これは我が国において法令の外国語訳をするシステムでございますが、におきましてその一定の作業工程を経た上でこういった、先ほど申し上げた内容が英語訳としてされているものでございます。

○東徹君 　何回も指摘しましたが、拘禁刑と名称を変えることで、国民の中で懲役よりも軽くなつたイメージが浸透してしまうと、これは再犯の防止どころか一回目の犯罪の抑止効果すら弱くなつてしまうわけですね。拘禁刑って、初めて聞く人が、まあこれできたとしたらですよ、法律ができたとしたら、拘禁刑って何よつて多分思う人が大半じゃないのかなと思えますよね。今までも懲役、禁錮、こういった言葉が大体だったんです。国民からすれば、拘禁刑って何つて、こうなると思えますよね。

私は、これ名称というのは非常に重要だと思つて、刑の名称という大きな変更で、大きな変更です。懲役刑という今まで使ってきた言葉を新たに変えるというのは本当大きな変更だと思つて、変えるというところは、やつぱり英語の名称も当然示すようにしておくべきと思えます。

○政府参考人(川原隆司君) 　お答え申し上げます。委員が御指摘になりましたこの英語の名称につきましては、先ほど御答弁申し上げましたけれども、本法案の成立後に検討したいと考えているところでございます。

改正後の法律の規定のその英訳をなぜ今まだか

ということですが、改正後の法律の規定の英語訳につきましては、日本法令外国語訳推進会議の構成員による品質検査等を経た上で、専用のホームページである日本法令外国語訳データベースシステムにおいて一般公開することとなります。

今回の法改正後の刑法等の英語訳につきまして、同様の手順を経て公開することとなりますが、その前提として新たな刑の名称や規定の内容等が確定していることが必要であるところ、現在まさに御審議をいただいているところでございます。そのため、拘禁刑の英語訳につきましては、再三申し上げておりますように、この法案が成立し、これ、先ほど申し上げたような内容、名称等が確定した後には検討したいと考えているところでございます。

○東徹君 いや、だから、別に、例えばこういういった英語訳がありますよというふうなことで示すことができて当然だと思わぬですね。

もう一つお聞きいたしますが、これ私、何でもちよつとこれ聞かかという、結構報道、新聞とか見ている、世界で、いろんな刑罰を受けた方、懲役という言葉はやっぱり報道ベースでも出ているわけですね。だから、懲役の英語訳というのは何なのかなというふうな立場で、今回、じゃ、拘禁刑ってじゃというふうな英語訳するんですかとお聞きしているわけなんですけれども、これ、今回の法案では再犯防止のために刑の名称を変更しようとしておられるわけですが、これも、世界的な流れとしてはやっぱりそういうふうな流れになっておられるわけですか。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

委員お尋ねのその再犯防止を目的として刑事施設に収容する刑の名称を変更した国の有無ということについては、申し訳ございませんが、私どもとしては把握しておりません。

○東徹君 だから、世界の状況をこれは把握していないのに、日本だけでこうやって変えてい

うとする、これ、古川大臣、ちよつと違和感ありませんでしようかね。

○国務大臣(古川禎久君) 国それぞれ取っております刑事政策には、それぞれの事情があつて、それぞれの成り立ちが、刑事政策のありようがあると思っております。

○東徹君 それを言っちゃおしまいだと思わぬですね、そんなことを言い出すと。

一方では、やっぱり世界の流れの中で日本だつてやっぱり改正をしておかないといけないよねというの、この間の民法のデジタル化による提起というの、それはそうだったと思いますし、やっぱり世界の流れの中でやっぱり日本も見ていくというのは非常に大事なことで私は思います。

これは、やっぱり国際社会の中で、日本だけがこうやってやっていくんだというんじゃないかと、ちよつと取りあはずはやっぱり日本の在り方、そしてまた世界の動き、この両方、縦と横をきちつと見ながら物事を改正していくというのは、私、これ非常に大事なことで思わぬですね。でも、これについては、世界のことは全然分かりませんという答えでは、ちよつと余りにも、何ぼ何でもひどいなというふうに思います。

大臣、別に答弁求めてないんですけど。

○国務大臣(古川禎久君) 先ほどの……(発言する者あり)

○東徹君 私、答弁求めてないんですね。別にこれで時間取りたくもないので、もうこれで勘弁してください。済みません。

次に、性犯罪のことについてお伺いをさせていただきます。令和二年の性犯罪の起訴、不起訴の数ですが、強制わいせつ罪と準強制わいせつ罪、三千三百三十五人のうち起訴されたのは千九百人、不起訴になったのは二千二百四十五人ということ、約、不起訴の方が二倍になるんですね。で、全体の三分の一しかこれ起訴されないわけですね。また、強制性交罪と準強制性交罪、この数字を見ても、千二十三人のうち起訴されたのは三百六十三人、不

起訴になったのは六百六十人ということで、この数字を見ても全体の三分の一しかこれ起訴されないわけですね。

このような傾向というのは、これ令和二年だけに限りませんが、なぜこのように三分の一しかこれ起訴されない、まずこの理由についてお伺いさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

委員御指摘のようなその起訴率の理由でございますが、検察当局におきましては個別具体の事案に即して起訴又は不起訴の判断をしているものでございまして、その結果として下された判断の集積である起訴率につきましては、その原因を一概に述べることは困難であることをまず御理解賜りたいと存じます。

その上で、あくまで一般論として申し上げますと、委員御指摘の性犯罪について不起訴とされる理由には様々なものがございまして、不起訴処分とされる事案の中には、被疑者が犯人であるとは認められない事案や、あるいは犯罪の成立を認めに足りない事案がございまして、また、被疑者が行った行為が犯罪であると、そういった事案でございまして、被疑者と被害者との間で示談が成立いたしましたして、被害者において被疑者の処罰を望まない事案なども相当含まれているものと承知しているところでございます。

いづれにいたしましても、検察当局におきましては、個別具体の事案に即しまして、法と証拠に基づき適切に起訴又は不起訴の判断をしているものと承知しております。

○東徹君 僕、個別の話をしていてもありません。大体全体的に、今御答弁のありました三つに分かれましたけれども、三つのそれぞれのカテゴリーに分けると、どれぐらいの分類に、まあ大体多いのはどれだとかというふうになるんでしょうかね。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

この令和二年のまず強制わいせつと準強制わいせつ、それと強制性交等で分けてちよつと御答弁をさせていただきます。

不起訴人員中に占める割合というもので調査結果が出てございます。起訴猶予というのがございまして、これは被疑者による犯罪であるということが認められた上で起訴をしないというものでございまして、これにつきましては不起訴に占める割合が約四七％でございます。それから、嫌疑不十分、これは私、先ほど答弁した中で申し上げますと、被疑者が犯人であるとは認められない、あるいは、当該行為が被疑者が行ったことは認められるものの当該行為が犯罪であるとは認められない、したがって犯罪であるという嫌疑が、疑いが不十分であるというもので、これが約四一％になります。

これが強制わいせつ及び準強制わいせつ罪の関係でございまして、それから強制性交等罪、準強制性交等罪の関係でございまして、これも同じく令和二年で申し上げますと、起訴猶予が不起訴人員に占める割合として約二六％、それから嫌疑不十分が約七二％と、こういう数字になってございます。

もちろん、これは年によつて違う部分がございますので、これが必ずしも全体的な傾向であるというところではございませんが、一例としてお答え申し上げます。

○東徹君 ありがとうございます。

そういうふうの説明していただくと大変分かりやすいなというふうに思いますし、この議論にも非常に役に立つなと思ひました。

性犯罪の再犯率は、これ高いというふうに一般的に言われていますよね、性犯罪の再犯率というもの。令和三年版の犯罪白書によれば、強姦や強制わいせつ罪の五年以内の再犯率は二割程度というふうになっていきます。強姦、強制わいせつ罪、五年以内再犯率というのは二割程度。この二割という数字には、不起訴となつた人の再犯はこれ含まれていないわけですね。

この令和二年のまず強制わいせつと準強制わいせつ、それと強制性交等で分けてちよつと御答弁をさせていただきます。



トラブル防止の観点から当該男性を移動させたとの報告を受けておりまして、その根拠といったしましては、周囲の聴衆とのトラブルによって危害を加えられるおそれがあり、また、興奮して暴行などに及ぶおそれもあったということで、警察官職務執行法四条一項、五条に基づき避難及び制止の措置をとったと報告を受けているところでございます。

○山添拓君 私が伺っていますのは、そのトラブルがあったと、あるいはそれが懸念されたということであれば、その相手方ではなく、なぜこのやじを飛ばした方を排除したのですかということですか。

○政府参考人(森元良幸君) お答え申し上げます。北海道警察からは、周囲の状況に照らし、そのような方法しかなかったというふうに報告を受けております。

○山添拓君 原告を排除した後、警察官は、演説しているから、それ邪魔しちゃ駄目だよ、選挙の自由妨害すると発言したといひます。トラブル防止ではなく、演説の邪魔をするなどということだったのではありませんか。

○政府参考人(森元良幸君) お答え申し上げます。先ほどもお答えいたしましたとおり、この度の警察官の措置ですけれども、多数の聴衆と個人とのトラブルを防止するために現場の警察官が必要と判断した措置を講じたものでございまして、意見の内容などに着目した措置ではない、こういう報告を受けております。

○山添拓君 そのような報告を受けられていると言いますが、札幌地裁の判決は、警察官が安倍総裁の街頭演説の場にそぐわないと判断し、表現行為そのものを制限し、また制限しようとしたものと推認せざるを得ないと判断しました。そのとおりだと思います。国家公安委員長に伺います。本当に現場の警察官の対応が適切だったと言えるでしょうか。御自

身はそのことを確認されましたか。判決お読みになりましたか。

○国務大臣(二之湯智君) お尋ねの事案は、平成元年の七月十五日の……(発言する者あり)あつ、令和元年、済みません、七月十五日の札幌市においての参議院通常選挙に係る街頭演説が行われた際に、警護、警備を行う中で北海道警察の現場の警察官がトラブル中止の観点から一部の方々を移動するといったなどの事案であると承知をしているわけでございます。

本件に関しては、北海道警察からは、いずれも現場の警察官がそれぞれの状況を踏まえ、警察官職務執行法に基づき必要とした、必要と判断した結果との措置、結果であるということの報告を受けております。

今後とも、各種法令に基づきまして適切に職務を執行していくよう警察を指導してまいりたいと思っております。

○山添拓君 札幌地裁の判決は、公安委員長自身はお読みになったでしょうか。

○国務大臣(二之湯智君) 読んでおりません。

○山添拓君 証人尋問の中で現場の警察官が次のように証言しているんですね。質問、一般的に有形力を使用するには法律の要件を満たしている場合に限るといふことは間違いありませんか、答え、仮定の質問にはお答えできません。質問、要人警護のためであっても、警察が有形力を使用するには法律の定める要件を満たしていなければならぬと思うんですが、それはあなたの認識と合致していますか、答え、個別の法解釈については回答できません。質問、やはり憲法上保障されているやつてもいい行為だという認識はありましたか、答え、個別の法令解釈についてはお答えしかねます。質問、適法か違法か分からなかったら現場で対処できないんじゃないですか、答え、法令に基づいて適切な判断をしたと思っております。

これが現実ですよ、公安委員長。先ほど委員長が、現場の警察官がそれぞれの判断を、それぞれ状況を踏まえて、法律に基づいて必要と判断した措置だと、そうおっしゃったその警察官の認識とこのはこういうものなんですね。御存じでしたか。

○国務大臣(二之湯智君) 恐らく、私が現場にいたわけではないわけでございますけれども、あくまで現場の警察官はトラブル防止という観点からそのお二人を移動を、移動してもらったということでございます。これが札幌地裁のああいう判決になったわけでございますけれども、現在係争中でございますから、そのことに関しては私はコメントを差し控えておきたいと思っております。

○山添拓君 トラブル防止であれば、法律ののりを越えて有形力を使用してよいということにはならないと思うんですよ。しかし、その現場の警察官の認識、裁判で聞かれて、問われて答えた認識というのは、個別の法令解釈については答えない、だけど現場では適切に法令に基づいて対処した、これは答えになっていないと思うんですが、こういう認識で現場に臨んでいたということなんですね。

排除の法的根拠についても、先ほど警職法四条、五条というお話がありました。これ、現場での説明はありませんでした。初めて四条、五条を持ち出したのは七か月後のことです。これは、実際には排除ありきの対応だったと非難されても仕方ないと思うんですよ。

国家公安委員長は本会議で、官邸の指示を含めて、道警の組織的な関与も疑われるとの指摘は当たらないと答弁されました。この当時の状況を知る方に伺うと、このとき異常なほど警察官がいて、事件となった場所のほかでもあちこち止められていたというんですね。

警察庁、伺います。当日、現地には警視庁の要人SPもいましたね。

○政府参考人(森元良幸君) お答えします。警護、警備の具体的な体制の話になりますので、お答えを差し控させていただきます。

○山添拓君 警視庁の要人SPも配備されていた

ことは裁判の資料上明らかになっているんですね。安倍元総理の街頭演説に当たって警察庁から何らかの指示はしていたということかと思えますが、いかがですか。

○政府参考人(森元良幸君) 先ほど答弁申し上げたとおり、北海道警察からは現場の警察官が状況に応じて法律に基づき必要と、基づく判断を行ったと報告を受けておりまして、警察庁から特段の指示は行ってございません。

○山添拓君 やじを排除したことについての指示ではなく、安倍元総理が街頭演説をするに当たって警察庁から何らかの指示をしていたことは事実ですよ。

○政府参考人(森元良幸君) 個別具体的な警備における指示、措置につきましては答弁を差し控えますけれども、一般的に平素から、重要な警護、警備におきましては、要人の安全確保、雑踏事故の防止などの観点から指示を行うとともに、教養を実施しているところでございます。

○山添拓君 これは裁判でも記録が開示されたんですけども、黒塗りでした。何ら組織的な関与がないとおっしゃるのであれば、いかなる指示をしていたのか明らかにされるべきだと思います。国家公安委員長はこのやじ排除について、先ほどの答弁でも、現場の警察官の判断としてあくまで適切だという立場であろうかと思えます。そうなりますと、今後現場の警察官は全国で同様の対応をすることになると思うんですよ。何の問題意識もありませんか。

○国務大臣(二之湯智君) 札幌駅での安倍首相の演説で、つまりお二人ですか、の方が移動を強制されたということですが、これはあくまでトラブル防止という観点からでございます。決して言論の自由、表現の自由を圧迫するという目的ではないわけでございますから、そういうことについての配慮はこれからも十分に慎重にしていかなければならないと私は思っております。

○山添拓君 トラル防止などではなく排除ありきの対応だったということが裁判では指摘をされておりです。

私は、先日、池袋で街頭演説を行ったんですけど、道路占用許可も得て警察とも調整してのものであります。ですから、大勢の警察官がいたわけですが、ところが、右翼の街宣車が私たちの車のすぐ横、あるいはすぐ前、聴衆が耳を塞ぐような大音量で罵声を浴びせ続けました。一時間近くに及びました。しかし、警察がこれを実行行使で排除するなどということはありませんでした。

一方、札幌ではやじを飛ばしただけの二人がすぐさま実力で排除されました。この警察の恣意的な運用について問題意識すらお持ちでない。その下で、侮辱罪の現行犯逮捕は慎重な運用、実際には想定されない、これは全く説得力がないということをお申し上げて、質問を終わります。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

今課題となっております刑法の改正問題に入ります前に、最新情報ですが、私ずっと一貫して日本の家族法制改革について質問申し上げております。ちょうど今、この瞬間に、アメリカのジャック・ストーンさんというお父さんが、子供と引き離されて、日比谷公園でハンガーストライキをやっております。ちょうど昨年の七月にも、フランス人のヴィンセント・フィッシュさんが、オリンピック前でしたけれども、やはり子供と引き離されて、三週間ほどハンガーストライキで訴えま

た。引き離されているこの二人の事例に対して、この間、アメリカ人のエンリケ・グティエレスさんという方が私の会館の部屋に来てくれました。実は、引き離されていたんだけど、本当に今うまく共同養育できているという事例もお話してくださいました。子供さんが、三年間会えなかったんだけど、子供さんの方が、何でお父さんに会えないのかということ、母親が連れ去っていたんですけれども、親子会わせるようにして、今は仲よく共同

養育をしているということ、このグティエレスさんがおっしゃるのは、日本の法律は父母にとつて重要な分断をしていくんだと、弁護士が、裁判所も調停委員も紛争を解決できずに、逆に両当事者の間に摩擦を生み出している、解決策を見出す代わりに問題を悪化させているという状況について大変強く訴えておりました。日本の監護法制改革、これは、子供を連れ去って、子供自身に連れ去りの後遺症を何年も持ち続ける、場合によってはその子供がある意味で不幸になってしまふ、そういう状態というのを自分は改善したいと言つて、今NPOグループもつくつておられます。

法務大臣、今法制審で議論をしているのでこれ以上のコメントは無理という御回答かもしれませんが、この親子の引き離し、日本国内だけではなくて海外の国際結婚でも生じております。海外では、もうコペアレンディング、共同養育は当たり前なんですね。そのようなことで、今の日本のこの状態、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(古川禎久君) 御紹介をいただいたような個別的な取組についてコメントをすることは差し控えたいと思っておりますが、父母の離婚後の子の養育の在り方は、子供の生活の安定や心身の成長に直結する問題であり、子供の利益の観点から大変重要な課題と認識をしております。

父母の離婚後の子の養育の在り方やそれに関連する諸課題につきましては、法制審議会におきまして、様々な方からのヒアリングも踏まえて幅広く調査審議中であり、例えば、ヒアリングの対象としては、親の離婚を経験した子の立場、離婚を経験した監護親又は非監護親の立場、家庭問題に関する支援の現場、紛争解決を行う立場など様々なお立場から、お立場の方から実情をお伺いしているものと承知をしております。また、法制審議会の調査審議の過程では、韓国、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ドイツなど諸外国の法制度が紹介された上で、それを踏まえた調査審議が行われていると承知をいたしております。引き続き、父母の離婚後の子の養育の実情や海

外法制等をしつかりと踏まえた上で、子の最善の利益の確保の観点から充実した調査審議が行われることを期待しております。

○嘉田由紀子君 実は日本のマスコミさんはこのことをほとんど取り上げてくださらないんですね。去年も、ヴィンセント・フィッシュさんのハンガーストライキのときにフランスからは大変な取材があり、私自身もフランスのテレビから取材を受けました。日本はどうなっているんだ、国会議員として改善できないのかというようなことで、それから、今のジャック・ストーンさんのこともほとんどニュースになっておりません。

ただ、つい最近、法制審が一年以上議論している、ほとんど、中間試案が出るということなんですけれども、右往左往しているところで、民間団体が、離婚後の共同監護をということで独自試案を取りまとめたようございます。今日の産経新聞に取材が出ておりましたので、これはもうあらかじめ質問しておりましたので、法務大臣、産経新聞を御覧いただけましたら幸いです。

二点目です、罪を犯した者の施設内の処遇について、刑法の今回の改正に伴って質問させていただきます。

今日、資料をお出ししました。入国者収容室、居室というものですけど、デンマークのストレストレム刑務所内の様子と、それから日本の資料と両方をお出しさせていただきましたけれども、デンマークと日本の言わば受刑者に対する扱い方が違うなということがこの施設のの違いで分かると思っています。

デンマークでは、受刑者に対してできるだけ自由が認められるような住環境を提供することによって社会復帰に向けたリハビリテーションを行い、再犯率の低下に結び付けています。再犯率定義するには様々な留意事項がありまして、単純に国際比較はできませんが、例えばある統計では、米国の再犯率の範囲は約四九から八〇%に対してデンマークでは二七%とされており、再犯率が低いということです。

デンマークのように懲罰よりも更生支援を重視する政策判断の背景には、私も、デンマーク、世界でも最も幸せな国と言われておりますので、いろいろこれまでも勉強させていただきましたけれども、感情的に抑圧されることなく、穏やかな団らんの中に、ふと幸せ感、満足感を感じるヒュッゲという思想があるとも指摘されております。これ、日本ではゆつたりとした心の満足とかそういう言葉、英語ではコージーという雰囲気だろうと思いますけれども、このヒュッゲに基づいて、犯罪を犯した人たちの施設もゆつたりと造られていると。

一方、日本では、本日午後、当委員会が視察に伺います川越少年刑務所に対する刑事施設視察委員会の意見がございますが、その意見を見ておりますと、大変厳密な措置がなされております。例えば受刑者の少年のノートの冊数まで制限している、二冊までしか駄目だ、と、書きたい少年はそれ以上書けないというようなことで、通常の刑務所では更に厳格な管理が行われているということです。

そこで、法務大臣、どのような理念や思想に基づいて法務省の任務を遂行しようとお考えでしょうか。この理念、思想、日本人だけではなく、日本と縁を持っている外国人の方も含めて、法の支配が単なる法律用語の政治的なアナウンスではなく、お一人お一人の人權を確実に保障する基盤となることを願いながら、法務大臣に確認をさせていただきます。

○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。

どのような理念、思想に基づいてこの法務行政に向かっているのかというお尋ねでございます。私は、所信におきまして、このようにこの委員会でも申し上げております。

人類社会は、人の尊厳が重視され、尊重される社会へと、一歩ずつではありますが、着実に歩んできたことと認識しており、自由、基本的人權の尊重、法の支配、そして民主主義は、そうした社会を実現するために、人類があなたの困苦を乗り越

えながら獲得してきた原理だと考えております。法務省は、法秩序の維持、国民の権利擁護等を任務とし、我が国の法制度の基盤を担っており、このような大局観を常に念頭に置きつつ、諸課題に取り組みることが大切だと考えておりますと、このように私は本委員会でも申し上げたところでございます。

この法の支配の理念を法務行政のあらゆる場面で具体化していくことが大事だというふうに考えておりますが、刑事施設におきましては、被収容者等の人權を尊重しつつ、個々の受刑者の資質及び環境に応じた処遇を通じて、改善更生の意欲の喚起及び社会適応力の育成を図っていくことが重要だというふうに考えております。

また、入管行政におきましても、ウイシユマさんが亡くなった名古屋の事案のこの強烈な反省を踏まえた上で策定をいたしました使命と心得の下で職員の意識改革を進め、また、有識者会議の御提言を受けて、収容施設内の医療体制を強化していくなど、被収容者等の人權を尊重しつつ、適正な処遇を行っていくことが必要であるというふうに認識をしております。

今後、冒頭に申し上げた理念に基づきまして、そして、この理念をあらゆる場面で具体化していく努力、それを怠ることなく、適正な法務行政の遂行に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○嘉田由紀子君 法務大臣、ありがとうございます。本場に一人一人の人權が根本から尊重されないとなかなか犯罪からも立ち直りできないということとを共有の価値観にしていたらいいと思っております。そういう中で、先ほど来から議論になっていたんですけども、罪を犯した方が、施設内の処遇ですけれど、刑の執行段階で、被害者等の心情を伝達することが受刑者の立ち直りにどのような効果を及ぼすと評価しているのでしょうか。既に先ほど清水議員のときにもございましたけ

れども、法務省さん、お願いいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。受刑者に対しては、自らの犯罪に対する反省や悔悟の情を深めさせるためには、被害者及びその親族等の被害に関する心情やその置かれている状況等について正しく理解させることが極めて重要であると認識しております。現行の法の下におきましても、被害者の方やその支援団体等による講話であったり、被害者等の命を奪う罪を犯した者など一定の人に対しては、被害者の視点に、被害者の視点を取り入れた教育を行うなどの働きかけをしておるところでございます。

今回、法制審議会における議論におきましても、これまでは被害者等の心情を直接私どもが受け入れるような形のものとしてはございませんでしたが、法制審議会の部会におきましても、例えば、加害者にとっても被害者の心情等を早い段階から知ることが更生の出発点であるといった御意見などが寄せられたものと承知してございまして、こういったことを含めた法改正でございまして、この法改正の趣旨を踏まえまして、受刑者の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生などを効果的に図るための処遇を引き続き推進してまいりたいと考えてございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。これまで被害者の心情を加害者に伝えるというのは、社会的には言われていたんですけど、なかなか施設内でできていなかったということ、今回の法改正でここはより徹底して効果を出していただきたいと思っております。時間も迫っておりますので、最近、高齢者が受刑者の中で増えておりますけど、この受刑者の高齢化に関する課題と対応はどうなっているのでしょうか。法務省さん、お願いします。○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。令和二年度の、令和二年の新受刑者のうち六十五歳以上の高齢者の割合につきましては約一三％というところで、十年前の平成二十二年に比べまして約一・七倍に増加してございます。

高齢受刑者の中には、認知機能や身体機能などの低下に伴う疾病、あるいは出所後に適当な帰住先がないなどの問題を抱える者も少なくないというのが実情でございます。高齢受刑者の特性に応じた処遇を行う必要がございますが、出所後に速やかに福祉サービスを受けることができるよう環境を、生活環境を調整することが課題となっております。

こういった点も踏まえまして、今回の法改正によりまして、受刑者には、刑事施設の長の責務として明記されました社会復帰支援の取組でございますが、福祉施設等の関係機関と連携した社会復帰支援を一層充実させる、こういったことを含めまして、あるいは拘禁刑の柔軟な処遇が可能ということがございまして、社会適応に必要な知識、能力を付与させる改善指導であったり、認知機能や身体機能を維持向上させるための措置を柔軟に実施して、高齢受刑者が円滑に社会復帰できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長(矢倉克夫君) お時間になりました。○嘉田由紀子君 日本語が不自由な外国人の方の教育のことをお伺いしたかったんですが、もう時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(矢倉克夫君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。○委員長(矢倉克夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。刑法等の一部を改正する法律案外一案の審査のため、来る七日午前十時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんでしょうか。○委員長(矢倉克夫君) 御異議ないと思えます。○委員長(矢倉克夫君) 御異議ないと思えます。なお、人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕○委員長(矢倉克夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時十五分散会

五月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。一、選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関する請願(第一三二四号)(第一三二五号)(第一三一六号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一三二四号)(第一三二五号)(第一三一六号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願(第一三二七号)(第一三二八号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一三六四号)(第一三三八三号)(第一三三八四号)(第一三三八五号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願(第一三八六号)

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第一四〇六号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願(第一四〇七号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一四〇八号)

第一三一三三号 令和四年五月十三日受理 選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関する請願 請願者 三重県四日市市 山鹿恵利子 外 九百九十九名 紹介議員 打越さく良君 この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。 第一三一四号 令和四年五月十三日受理 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願 請願者 新潟市 坂井雅博 外百九十八名

<p>紹介議員 打越さく良君 この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。</p> <p>第一三一五号 令和四年五月十三日受理 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願</p> <p>請願者 北海道岩見沢市 千石信弘 外四百九十六名</p> <p>紹介議員 鉢呂 吉雄君 この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。</p>	<p>紹介議員 岸 真紀子君 この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。</p> <p>第一三八三号 令和四年五月十七日受理 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願</p> <p>請願者 青森県十和田市 砂渡久美子 外二百九十七名</p> <p>紹介議員 田名部匡代君 この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。</p>	<p>紹介議員 寺田 静君 この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。</p> <p>第一四〇七号 令和四年五月十九日受理 選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願</p> <p>請願者 岡山県瀬戸内市 川野史恵 外四十六名</p> <p>紹介議員 ながえ孝子君 この請願の趣旨は、第一二八〇号と同じである。</p>	<p>紹介議員 打越さく良君 この請願の趣旨は、第一二八〇号と同じである。</p> <p>第一三一八号 令和四年五月十三日受理 選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願</p> <p>請願者 滋賀県大津市 坂下祥子 外四十九名</p> <p>紹介議員 高良 鉄美君 この請願の趣旨は、第一二八〇号と同じである。</p>	<p>第一三六四号 令和四年五月十六日受理 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願</p> <p>請願者 北海道江別市 宮田汎 外千三百四十六名</p>
<p>第一三三八四号 令和四年五月十七日受理 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願</p> <p>請願者 山形県鶴岡市 芳賀俊之 外九百九十九名</p> <p>紹介議員 芳賀 道也君 この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。</p>	<p>第一三三八五号 令和四年五月十七日受理 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願</p> <p>請願者 長野市 太田千枝子 外千二百九十七名</p> <p>紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。</p>	<p>第一四〇八号 令和四年五月十九日受理 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願</p> <p>請願者 秋田市 伊藤達男 外二百九十九名</p> <p>紹介議員 寺田 静君 この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。</p>	<p>第一三三八六号 令和四年五月十七日受理 選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願</p> <p>請願者 札幌市 石川一美 外四十九名</p> <p>紹介議員 木村 英子君 この請願の趣旨は、第一二八〇号と同じである。</p>	<p>第一四〇六号 令和四年五月十九日受理 民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願</p> <p>請願者 山口県宇部市 小畑太作 外百二十七名</p>